

# 小型移動式クレーン運転技能講習

(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)

## 開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL054-255-1080

FAX054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内) 静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内)  
三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内) 島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)  
沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内) 袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)  
富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内) 浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)  
清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内) 天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

小型移動式クレーン(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)運転の業務は、就業制限(安衛法第61条)の対象業務となり「小型移動式クレーン運転技能講習」を修了した者でなければ、その業務に就かせることができないことになっております。

当支部では、静岡労働局長の登録を受け、実技を伴う標記の技能講習を下記の日程で開催いたしますので、該当者は多数受講下さるようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前9時より開催いたしますので、午前8時50分までに集合して下さい。
- (3) 実技会場は、都合により変更することがありますので、会場の略図及び受講心得等は、学科受講日にお渡しします。

#### 2. 講習の科目及び時間

区分	科目	講習時間
学 科	小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3時間
	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実 技	小型移動式クレーンの運転	6時間
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間

#### 3. 受講対象者(3日間)

Aコース 満18歳以上の者。

Bコース 満18歳以上の者で、次のいずれかに該当している者。

- (1) クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許を受けた者。
- (2) 玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者。

## 4. 講習会費

### Aコース

受講料 25,000円 テキスト代 1,500円 昼食代 2,400円 (3食分) 合計 28,900円  
但し、当建災防会員はテキスト代 1,000円を補助しますので 27,900円。

### Bコース

受講料 23,000円 テキスト代 1,500円 昼食代 1,600円 (2食分) 合計 26,100円  
但し、当建災防会員はテキスト代 1,000円を補助しますので 25,100円。

## 5. 受講申込手続

- (1) 次頁の受講申込書及び受講票をキリトリ、必要事項を記入、捺印のうえ写真(2枚)を貼付して、開催日の10日前までに建災防支部又は各分会に受講料を添えて申し込んで下さい。
- (2) 受講申込書に該当する運転士免許又は技能講習修了証の写しを貼付して下さい。
- (3) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (4) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (5) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (6) 講習会費振込みの場合は、

中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

## 6. 受講時の注意

- (1) 学 科 当日は受講票・筆記用具を持参して下さい。
- (2) 実 技 (イ) 作業衣・保護帽・安全靴・軍手を用意し、受講票・筆記用具を持参して下さい。  
(ロ) 雨天に備え、カッパの用意をして下さい。  
(ハ) 教官・指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

## 7. そ の 他

- (1) Aコースは、3日間いずれも9時より全科目受講していただきます。  
Bコースは、3日間のうち力学が免除となりますので、2日目は12時45分より受講していただきます。従って2日目の昼食代は含まれていません。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (4) 受講票は全講習が修了するまで汚損紛失しないようお気を付け下さい。
- (5) 修了証は学科と実技の修了試験合格者に交付します。
- (6) 修了証の交付は、講習修了後3週間以内に所属事業所あてに郵送等で行います。
- (7) この講習は、建設教育訓練助成金の支給対象となります。  
助成金の申請をされる場合は領収書が必要になりますので、受講料を現金でお支払い下さい。

※助成金に関する問合せ先 厚生労働省 静岡労働局 職業安定部  
職業対策課分室 TEL054-653-6116